令和８年（再イ）第３８号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目35番３号
再生債務者　中曽根明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３９号
埼玉県比企郡川島町大字中山2178番地７
再生債務者　冨田　貴行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１２号
新潟県柏崎市栄町15番28―１号
再生債務者　今井　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第４４号
静岡市駿河区豊田１丁目１番18―３号
再生債務者　堀　　利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２３号
静岡県富士市日乃出町164番地の２　プライムステージ日之出401号
再生債務者　白川　裕望
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第３０号
静岡県浜松市中央区泉四丁目１番14号
再生債務者　大石　和摩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第３４号
静岡県磐田市豊浜531番地１
再生債務者　植田　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和７年（再イ）第３２３号
名古屋市名東区松井町80番地
再生債務者　野村　元親
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４４号
愛知県知多市梅が丘２丁目180番地
再生債務者　鯉江　純平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９号
愛知県江南市宮後町天神97番地１
再生債務者　熊澤　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第２１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西前111番地１　ハイツ花菱ⅡＢ―201号
再生債務者　本間　章彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１０号
三重県名張市桔梗が丘西５番町１街区128番地
再生債務者　杉井　　瞳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第５号
兵庫県丹波市山南町北太田262番地
再生債務者　今西　和之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第１０号
北海道小樽市新光１丁目17番26号
再生債務者　梶浦　啓之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第８号
茨城県土浦市真鍋新町18番２号　Ｂｅｈｏｕｓｅ102
再生債務者　刈屋　利康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
新潟県柏崎市希望が丘13番13号
再生債務者　菅野　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第３３号
愛媛県松山市井門町490番地３　さくらレジデンス203号
再生債務者　門多　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　　松山地方裁判所民事部

企業年金基金変更公告

福岡県食品産業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　福岡県福岡市中央区赤坂１丁目10―23
2．旧事務所の所在地　福岡県福岡市中央区大名２丁目10―28
3．変更年月日　令和８年10月24日
令和８年10月26日
福岡県食品産業企業年金基金
理事長　松村　克己